

令和8年度山形県林業・木材産業効率化対策支援事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、エネルギー価格や物価高騰の影響を受ける県内林業事業者・製材業者・きのこ生産者等（以下「事業実施主体」という。）の経営の安定を図るため、事業実施主体が燃費性能及び生産性の向上に資する設備の整備等に要する経費に対して、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象事業及び補助金の額)

第2条 補助金の対象となる経費は、事業実施主体が行う別表の補助対象経費の欄に掲げる経費とする。

2 補助金の額は、別表の補助率等の欄に掲げる額（その額に千円未満の端数があるときは、事業区分ごとに、これを切り捨てた額）とする。

(交付申請)

第3条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 収支予算書（別記様式第2号）

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を言う。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付の条件)

第4条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助金の額が交付決定額に対して、増額又は10分の3以上の減額を伴う変更
 - (2) 別表に掲げる事業区分における経費の10分の3以上の増減を伴う変更
- 2 規則第7条第1項第1号の規定により、知事の承認を受けようとするときは、変更承認申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。
- 3 規則第7条第1項第2号の規定により、知事の指示を受けようとするときは、遂行状況報告書（別記様式第4号）を提出しなければならない。

(状況報告)

第5条 補助事業者等は、規則第12条で定める補助事業等状況報告書（規則別記様式第2号）に令和8年10月末日現在の状況を記載した事業実施状況調書（別記様式第5号）を添付し、翌月の16日までに提出するものとする。

2 前項に定める期日までに補助事業が完了したものについては、補助事業実績報告書の提出をもって代えるものとする。

(支払い)

第6条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事は、必要と認めるときは、補助金の交付決定後に概算払をすることがある。

2 補助事業者等は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（別記様式第6号）を提出しなければならない。

3 前項による請求はPDF形式等での電子メールへの添付等による提出も可能とする。
なお、その提出先については、別記のとおりとする。

(実績報告)

第7条 規則第14条の規定による補助事業等実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業完了の日から30日を経過する日又は令和9年3月10日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
- (2) 収支精算書（別記様式第2号）
- (3) 財産管理台帳（別記様式第7号）の写し

2 第3条第2項のただし書により交付の申請をした補助事業者等は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第3条第2項ただし書に該当した当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者等については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記様式第8号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(関係書類の保管)

第8条 補助事業者等は、規則第21条の規定による帳簿及び証拠書類等を整理し、令和9年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

2 事業により取得し、又は効用の増加した財産で、処分制限期間を経過しない場合には、前項の規定にかかわらず財産管理台帳その他関係書類を整理保管しなければならない。

(財産の処分の制限)

第9条 規則第22条第2号の規定により知事が指定する財産は、取得価格が1件50万円以上の機械及び器具とする。

2 補助事業者等が規則第22条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書(別記様式第9号)に理由書を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の承認をする場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

4 規則第22条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

附 則

この要綱は、令和8年4月13日から施行する。

別表

事業区分	事業内容	事業実施主体	補助対象経費	補助率等
1 高効率化設備等の導入	燃費性能や作業効率の改善に資する設備等の新規導入・更新に係る支援 ※特用林産物関連設備は除く	森林組合、森林組合連合会、林業事業者、製材・木材製造業者及びその他木材生産・製造業者が組織する団体	燃費性能や作業効率の改善に資する設備等の新規導入及び更新に要する次の(1)の経費 (1)機械器具費(本体購入費、付属機械器具購入費、事務雑費(運送料及び据付料を含む))	1/2 以内 (1 施設の補助金の上限 2,500 千円以内)
2 設備等の高効率化修繕・改修	既存設備等の燃費性能や作業効率の改善に資する修繕・改修に係る支援	森林組合、森林組合連合会、林業事業者、製材・木材製造業者、きのこ等林産物生産者及びその他木材生産・製造業者が組織する団体	既存設備の燃費性能や作業効率の改善に資する修繕・改修に要する次の(1)から(3)の経費 (1)機械器具費(本体購入費、付属機械器具購入費、事務雑費(運送料及び据付料を含む)) (2)需用費 事業を実施するために必要となる消耗品費及び修繕料等の経費 (3)役務費 事業を実施するために必要となる器具・機械等の各種保守、設計、加工等を専ら行うために必要な人的サービス等に対して支払う経費で、通信運搬費、手数料等の経費	1/2 以内 (1 施設の補助金の上限 1,500 千円以内)

別記

実施箇所	提出先	メールアドレス
村山管内	村山総合支庁産業経済部森林整備課	ymurayamashinrin@pref.yamagata.jp
最上管内	最上総合支庁産業経済部森林整備課	ymogamishinrin@pref.yamagata.jp
置賜管内	置賜総合支庁産業経済部森林整備課	yokitamashinrin@pref.yamagata.jp
庄内管内	庄内総合支庁産業経済部森林整備課	yshonaishinrin@pref.yamagata.jp